

防衛装備庁さわやか行政サービス運動実施計画

1 目的

「国民の立場にたった親切かつ真心のこもった行政」の実現に向け、公務に従事する職員一人一人の行政サービスの向上に対する意識を徹底させるとともに、更に一步前進して、防衛装備庁における行政サービスの改善に取り組むこととし、特性に応じたきめ細かな行政サービスを提供するものとする。

2 取組事項

(1) 本運動の実施

防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会（以下「委員会」という。）における運動は、「防衛装備庁さわやか行政サービス運動実施要領」（付紙第1）による。

(2) 総点検の実施及び結果の報告要領

毎年度5月をさわやか行政サービス推進月間とし、総点検等を実施する。

総点検実施後、「総点検に基づく実施結果等」を作成のうえ、6月5日までに委員会へ通知するものとし、委員会が必要に応じ別途指示した場合も委員会に通知するものとする。

(3) 要改善事項

委員会においては、積極的に要改善事項の改善を推進するものとする。

3 推進月間実施事項

(1) 総点検による行政サービスの改善

付紙第1の1の総点検実施項目表に基づく総点検の実施及び要改善事項の積極的な改善の推進

(2) 行政サービスの向上に対する意識の徹底

庁内（施設等機関を含む。）放送の実施及び端末ログイン時のメッセージ表示

4 その他

(1) 優良事項等の情報共有

行政サービスの改善を更に推進するため、総点検の結果、普及すべき優良な事項等があれば、その内容を情報共有し防衛装備庁内における普及に努める。

(2) 教育等

職員の行政サービス向上に対する意識を徹底するため、意識向上に関する教育等を継続する。